

件名	産業廃棄物最終処分場建設について
受付日	令和7年6月30日
ご意見・ご提案の概要	高山市荘川町六厩地内の産業廃棄物最終処分場建設は、断固反対する。美しい山々、水源地を守ってください。一度破壊された自然環境は元へ戻りません。
県の考え方	<p>産業廃棄物最終処分場の設置には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）に基づく産業廃棄物処理施設設置許可が必要となります。</p> <p>現在、事業者は、許可申請前の手続きとして、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（以下「手続条例」といいます。）に基づく手続きを実施しており、事業者により事業計画書の周知や説明会が行われました。また、同計画は岐阜県環境影響評価条例（以下「アセス条例」といいます。）の対象となる大規模な開発事業であることから、アセス条例に基づく手続きが並行して行われており、環境影響評価方法書に関する縦覧や説明会についても行われました。</p> <p>以降も、手続条例では合意の形成に向けた手続き、アセス条例では環境影響評価準備書及び評価書に関する手続きが行われますが、こうした県の条例に基づく手続きを全て経たうえで、廃棄物処理法に基づく許可申請が行われることとなります。今回の産業廃棄物最終処分場の設置に関し、県の条例に基づく手続きが適正に行われているか確認していくとともに、廃棄物処理法の許可申請がされた場合には、法令に基づき慎重かつ厳正に審査してまいります。</p>
担当課	環境エネルギー生活部 廃棄物対策課